

市外施設の利用に必要な書類（継続）

（保育所・こども園保育認定）

お申し込みは、必ず受付期間内に！！

- ★ 受付期間は、施設や管轄市町村によって異なります。
各施設・市町村にお問い合わせください。

【手続きに必要な書類】

<すべての人の提出書類> → 大和高田市役所保育幼稚園課へ書類を完備して提出してください。

- 教育・保育給付認定に係る現況届 兼 継続利用確認書
- 保育理由証明書〔児童の保護者が提出〕

| 保護者等の区分 | 保育理由証明書 | 父 | 母 | 祖父 | 祖母 | その他 |
|---------------------|-----------------|---|---|----|----|-----|
| 会社等に勤務している人又は勤務予定の人 | A 就労及び内定証明書 | | | | | |
| 内職をしている人 | A 就労及び内定証明書 | | | | | |
| 自営業又は家族従事者の人 | B 自営業申立書 | | | | | |
| 会社の経営者又は代表者 | B 自営業申立書 | | | | | |
| 出産(予定)の人 | D 傷病・心身障害・出産証明書 | | | | | |
| 障がいのある人 | D 傷病・心身障害・出産証明書 | | | | | |
| 病気療養中の人 | D 傷病・心身障害・出産証明書 | | | | | |
| 職業訓練学校等へ通学の人 | E 就学証明書 | | | | | |
| 同居親族等の看護(介護)の人 | F 看護【介護】証明書 | | | | | |
| 求職中の人 | G 就労予定申立書 | | | | | |
| 災害復旧の人等 | H 保育に係る申立書 | | | | | |

<該当する人のみの提出書類>

- 児童扶養手当証書のコピー（収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため、新しく更新された証書が発行され次第、提出必要）
- 特別児童扶養手当証明書のコピー（収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため）
- 保育料等算定に係る事項の申出書（収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため。児童扶養手当証書が発行されていないひとり親等）
- 障害者手帳、療育手帳のコピー（収入状況に応じ、保育料等が減額となる場合があるため）
- 在園証明書（兄弟が幼稚園に在園している場合、保育料等が減額となる場合があるため）
- 生活保護受給証明書（保育料等が減額となる場合があるため、大和高田市役所保護課の直近の証明が必要）
- 令和6年度市町村民税課税(非課税)証明書（市で令和6年度市町村民税課税状況が確認できない人のみ。提出済みの場合は不要）